

山形県水素エネルギー利活用実証研究支援事業費補助金 公募要領

山形県では利用時に二酸化炭素を排出せず、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進するとともに、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指すため、水素関連技術による実証事業であって、山形県知事が認定したものに補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】

- 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択（補助金を受け取れないこと）や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- 申請いただいた事業計画の記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
- 交付決定前に契約・発注・支払い等を行ったものは補助対象外となります。
- 補助金の支払いは事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。ただし、事前申請のうえ、県が認めた場合に限り、概算払いを受けることができます。
- 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。また、山形県内で実施する取組みに限ります。

【問い合わせ先】

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1
TEL：023-630-2335
E-mail：ykanki#pref.yamagata.jp（#を@に直して送信してください）

1. 事業概要

山形県（以下、「県」という。）では、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進するとともに、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指すため、県内において水素関連技術を用いた実証事業を行う事業者を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 事業内容

本事業は、水素関連技術のうち、市場性の高い技術の事業化・実用化のための実証研究事業に対し、その経費（器具備品及び機械装置費、借料及び損料、消耗品費及び材料購入費、通信運搬費、会場使用料、委託費、その他知事が特に必要と認める経費）の一部を予算の範囲内で補助するものです。（ただし、消費税等は補助対象外とします。）

3. 採択件数

1 件

4. 補助対象者

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であること。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 本補助金の交付対象事業が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ 地方自治法地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑧ 県からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑨ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑩ 過去の業務その他の事情において、県が本補助金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑪ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実

施する場合には、連携事業者も上記の③から⑩の要件をすべて満たすこと。

但し、以下に該当する場合は対象外となります。

- ① 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
- ③ 中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
- ④ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
- ⑤ 本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
- ⑥ その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

5. 補助率・補助金額

項目	内容
補助率	2 / 3 以内
補助金額	1,000 万円以内 ※補助金の額は千円未満切捨てとします。

※予算の範囲内での採択となるため、補助金認定額が減額される場合があります。

6. 補助対象範囲と経費

（1）補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの
- ・原則として山形県内で実施するもの
- ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの

区分	内容
器具備品及び機械装置費	事業を行うために必要な器具備品及び機械装置等（ただし、10万円以上かつ1年以上継続して使用できるもの）の購入に必要な経費 ※単なる取り換え更新の場合は対象外
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品及び材料購入費	事業を行うために必要な消耗品や材料の購入に要する経費（水素燃料費を含む） ※汎用性があり目的外使用となり得るもの（コピー用紙等）の購入費用は対象外
通信運搬費	事業を行うために必要な情報伝達にかかる経費や荷物の運搬に要する経費 （例）関係者招集等に係る通信費、試作品等の運搬費、水素燃料の輸送費
会場使用料	事業を行うために必要な会場の使用に要する経費 ※打ち合わせ等、事業の実績を伴わない使用方法となる場合は対象外
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費 （例）試験・評価、市場調査等実用化・事業化に必要な調査等の委託等
その他知事が特に必要と認める経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもので、特に当該事業の実施に必要であると認められるもの（ただし、旅費、謝金、印刷製本費及び補助員人件費等はのぞく）

※実証事業の根幹となる取組みの大半を委託することは認められません。

※間接経費については、補助対象経費とはなりません。

（２）補助対象経費として計上できない経費

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業場必要な手続きが全て完了していないもの
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他知事が不適当と認めるもの

注) 自社調達及び共同提案者と取引を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければならないことに留意してください。

7. 事業期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和8年2月27日（金）まで。

- ※ この期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払を完了する必要があります。
- ※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。
- ※ 補助事業実施期間中は事業の進捗状況を把握するため、県が必要に応じて事業実施状況のヒアリングを行います。

ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ、全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分する場合、翌年度にわたる事業計画書を提出することができます。その場合、以下の項目にご注意ください。

- ① 翌年度にわたる事業計画を提出した場合でも、翌年度も同様に補助金の交付申請が必要です。翌年度も同様に審査会の採択審査を経て、交付決定後に事業を再開してください。（本年度の事業完了日から翌年度の交付決定までの間の事業費は、補助対象外。）
- ② 当該補助金の交付決定は今年度に要する事業に対するものであり、翌年度の補助金交付を保証するものではありません。
- ③ 翌年度、県の事情により補助金を減額もしくは廃止した場合でも、翌年度の事業計画を完了するまで事業を継続しなければなりません。
- ④ 単年度での実施が困難な事業を翌年度にわたって行う場合によるものであり、単年度の事業を複数行うものなどは該当しません。
- ⑤ 事業全体の確実な事業計画、および各年度の発生経費を明確に区分した実施計画、両方の提出が必要です。
- ⑦ 補助金により導入された設備、機器等は年度毎に実績報告を行い、取得財産台帳を整備してください。従って、処分制限期間は財産の取得が行われる各年度の検収年月日が起点となります。

(3) 実績報告書提出期限

事業終了後15日以内、または令和8年3月13日（金）のいずれか早い日まで

- ※ 翌年度にわたる事業計画を提出した場合は、今年度の実績報告書を上記提出期限内に提出し、翌年度の事業終了後あらためて事業全体の事業報告書を提出する必要があります。

8. 応募手続き

(1) 応募期間

令和7年7月16日（水）から令和7年8月8日（金）まで

(2) 応募方法

郵送又は持参での受付となります。（令和7年8月8日（金）午後5時必着）

(3) 申請書類提出先

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室
TEL:023-630-2335 山形市松波二丁目8番1号

(4) 提出書類

※申請様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用ください。

	提出書類	提出部数
1	【規則別記様式第1号】補助金交付申請書	1部
2	【別記様式第1号】事業計画書	5部
3	【様式1】提出書類確認書	1部
4	【様式2】暴力団排除に関する誓約書	1部
5	【様式3】補助金振込先口座登録依頼書（申請者名義の口座に限る） ※振込先口座の通帳の表紙及び1，2ページ目の写しを添付してください。	1部
6	決算書の写し ※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、販売管理費明細の写し	1部
7	申請日時点で有効期限内の見積書の写し （令和7年7月16日以降に発行されたものに限る）	5部

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

(5) 書類提出の方法

1	用紙サイズはA4判の片面印刷とします。
2	提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

(6) お願い

提出書類については、可能な限り郵送とあわせて Word や PDF 等のデータでの提出もお願いいたします。

＜送付先メールアドレス＞

ykanki#pref.yamagata.jp（#を@に直して送信してください）

9. 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、山形県内の水素関連技術の実用化・事業化に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、補助金の交付を決定します。

審査のポイント
【補助対象事業としての適格性】 ① 本公募要領に沿った事業となっているか ② その他 ・ 県が指定した応募申請書類様式により応募しているか ・ 補助金申請額が 1,000 万円以下となっているか ・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っていないか ・ 必要な書類がすべて添付されているか ・ その他書類不備等、補助対象要件違反となる事項がないか ・ 事業実施期間中、補助対象事業者の要件を満たさなくなることがないか 【事業計画】 ・ 事業計画は具体的で実現可能性の高いものとなっているか ・ 事業実施のための必要な体制・能力を有しているか ・ 補助事業として費用対効果が高いか 【積算】 ・ 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、審査結果（交付決定又は不採択）を文書で通知します。

(4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等をホーム

ページ上で公表します。

10. スケジュール（予定）

令和7年8月8日（金）	申請書提出締切
令和7年8月下旬	事業採択決定・補助金交付決定
随時	県による状況確認
令和8年3月上旬	実績報告書の提出
令和8年3月中旬	確定検査
令和8年3月下旬	補助金支払

※ このスケジュールは予定であり、事業実施状況等により前後する場合があります。

11. 留意事項

- （1）複数の事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、採択しない場合があります。応募申請を希望する事業者は、現状等を分析のうえ、実態に即した事業計画を記載してください。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないようご注意ください。
- （2）補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- （3）補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。

なお、県は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する法令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間をいいます。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいいます。